

【資料2】

四国中央市地域コミュニティ活性化事業地区担当職員等要綱

(目的)

第1条 この訓令は、地区コミュニティ協議会等（四国中央市地区コミュニティ計画策定等事業費補助金交付要綱（平成26年四国中央市告示第50号。以下「要綱」という。）第2条第1号に規定する地区コミュニティ協議会及び同条第2号に規定する地区コミュニティ協議会設立準備会をいう。以下同じ。）の円滑な運営に資するため、地区コミュニティ協議会等が設置される区域（要綱第2条第1号に規定する公民館区域をいう。以下同じ。）ごとに、四国中央市地区担当職員（以下「地区担当職員」という。）及び四国中央市地区協力職員（以下「地区協力職員」という。）を配置することにより、地域コミュニティ活性化事業を推進し、もって地域社会の絆の再生に寄与することを目的とする。

(指名)

第2条 地区担当職員及び地区協力職員（以下「地区担当職員等」という。）は、職員のうちから市長が指名する。

(地区担当職員)

第3条 地区担当職員は、地区コミュニティ協議会等に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 地区コミュニティ協議会等の設立及び運営に関すること。
- (2) 地区コミュニティ計画（要綱第2条第3号に規定する地区コミュニティ計画をいう。以下同じ。）の策定及び事業実施に関すること。
- (3) 情報の提供及び市の各種施策との調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域コミュニティの活性化のため必要と認められる事項に関すること。

第4条 地区担当職員の員数は、区域ごとに2人とする。

2 前項に規定する員数のうち1人を責任者とし、当該責任者は、当該区域に関する前条に掲げる支援の取りまとめを行う。

第5条 地区担当職員の任期は、2年とする。ただし、地区担当職員が欠けた場合における補欠地区担当職員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 地区担当職員は、再任されることができる。

(地区協力職員)

第6条 地区協力職員は、地区コミュニティ協議会等に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 地区コミュニティ計画の策定のために開催する住民集会に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域コミュニティの活性化のため必要と認められる事項に関すること。

第7条 地区協力職員の員数は、地区コミュニティ計画の策定に係る区域ごとに若干人とする。

第8条 地区協力職員の任期は、地区コミュニティ計画が策定される日までとする。

(所属長の許可)

第9条 地区担当職員等は、第3条又は第6条に掲げる支援を行う場合は、当該地区担当職員等の所属長の許可を受けなければならない。

(地区担当職員等連絡会)

第10条 地区担当職員等の情報交換及び連絡調整を行うため、地区担当職員等連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

2 連絡会は、地域コミュニティ施策推進担当課長が主宰する。

3 連絡会は、必要に応じて、連絡会の会議に地区担当職員等以外の関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 地区担当職員等及び連絡会に係る庶務は、地域コミュニティ施策推進担当課で処理する。

(その他)

第12条 この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この訓令の施行の日以後最初に指名される地区担当職員のうち第4条第2項の責任者の任期は、3年とする。

住民集会導入研修会の様子



住民集会開催前に毎回実施された
模擬集会を含む職員研修

